

第4章

福利・厚生活動の現状と課題

I 入学料・授業料免除制度

本学学則及び入学料免除取扱規則・授業料免除及び徴収猶予取扱規則・授業料免除選考基準により、経済的に授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者について、入学料・授業料の全額又は半額を免除する制度である。

1 入学料免除実施状況

入学料免除は、申請に基づき選考のうえ、文部省に承認申請を行った結果、下表のとおり実施している。

年度	区分	入学料 円	入学 者数	収入予定額 円	免 除 希 者 数	文部省 承 認 申 請 者 数	免 除 者 数			免除実施額 円	申請率 %	免除率 %	
							全額	半額	計				
5	学部	昼間	230,000	515	118,450,000	4	4	3	1	4	805,000	0.77	0.68
		夜間主	115,000	102	11,730,000	1	1	1	0	1	115,000	0.98	0.98
	大学院	230,000	14	3,220,000	3	0	0	1	1	115,000	21.43	3.57	
	計		631	133,400,000	8	5	4	2	6	1,035,000	1.27	0.78	
6	学部	昼間	260,000	507	131,820,000	9	1	1	0	1	260,000	1.78	0.20
		夜間主	130,000	122	15,860,000	7	1	1	0	1	130,000	5.74	0.82
	大学院	260,000	3	780,000	0	-	-	-	-	-	-	-	
	計		632	148,460,000	16	2	2	0	2	390,000	2.53	0.26	
7	学部	昼間	260,000	509	132,340,000	4	1	0	0	0	0	0.79	-
		夜間主	130,000	106	13,780,000	5	0	0	0	0	0	4.72	-
	大学院	260,000	13	3,380,000	1	1	0	1	1	130,000	7.69	3.85	
	計		628	149,500,000	10	2	0	1	1	130,000	1.59	0.09	

2 授業料免除実施状況

授業料免除の申請率・免除率は、下表のとおりである。申請率は前期に対し後期は減少している。

免除率は後期が増加の傾向にあるが、8%以内であり本学の免除実施可能額内で免除を実施している。

年度	区 分	学生数	授業料 収入予定額 (半期分)	前 期						後 期								
				免除 希望 者数	免 除 者			免除額合計	申請率	免除率	免除 希望 者数	免 除 者			免除額合計	申請率	免除率	
					全免	半免	合計					全免	半免	合計				
5	学部	昼 間	1,971	368,931,000	234	118	28	146	24,843,600	11.9	6.73	206	126	33	159	26,905,500	10.5	7.29
		夜間主	199	19,604,100	33	19	4	23	2,079,900	16.6	10.61	29	19	4	23	2,084,400	14.6	10.63
	大 学 院	17	3,444,600	4	1	0	1	205,800	23.5	5.97	1	0	1	1	102,900	5.9	2.99	
	計	2,187	391,979,700	271	138	32	170	27,129,300	12.4	6.92	236	145	38	183	29,092,800	10.8	7.42	
6	学部	昼 間	2,067	403,799,400	239	124	24	148	26,449,800	11.8	6.55	214	132	41	173	29,800,500	10.4	7.38
		夜間主	323	32,336,700	53	33	6	39	3,632,400	16.4	11.23	40	28	4	32	3,019,500	12.4	9.34
	大 学 院	20	4,062,000	0	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	
	計	2,410	440,198,100	292	157	30	187	30,082,200	12.1	6.83	254	160	45	205	32,820,000	10.5	7.46	
7	学部	昼 間	2,109	431,596,800	257	131	42	173	31,173,600	12.2	7.22	219	134	49	183	32,646,300	10.4	7.56
		夜間主	423	43,580,700	61	33	6	39	3,789,900	14.4	8.70	40	33	5	38	3,756,450	9.5	8.62
	大 学 院	20	4,332,000	2	2	0	2	447,600	10.0	10.33	2	1	1	2	335,700	10.0	7.75	
	計	2,552	479,509,500	320	166	48	214	35,411,100	12.5	7.88	261	168	55	223	36,738,450	10.2	7.66	

今後の課題としては、申請者及び申請者の家族の経済的状況把握等、免除の審査内容が多岐に亘り、短期間で処理しなければならないため、事務電算化で処理できる方法を検討する必要がある。

Ⅱ 奨 学 金 制 度

奨学金制度は、学業が優秀でありながら経済的理由により就学が困難である学生に対し学資の貸与を行うことにより奨学援助する制度で、日本育英会、地方公共団体、民間団体等の奨学団体により実施されている。

本学ではこの制度の運用に際し、日本育英会推薦基準と本学の選考基準を設け、学力評価・家計評価及び人物評価の基準のいずれにも該当するものを学生委員会において選考し推薦している。

本学における日本育英会の奨学生採用数は別表のとおり、学生総数に対し18%強で推移している。なお、地方公共団体、民間団体等の奨学金については、従前40名以上の学生が受給していたが、近年の金利低下もあり、今年は31名と社会の経済状況を反映する結果となっている。

一般的に経済的水準が高くなったといわれる今日でも、この制度の有効性に変わりはない。しかしながら、奨学金を貸与されながら、学業成績の不振により、停止あるいは廃止となるものが毎年数名いる。今後これらの学生の指導について検討する必要がある。

図表4-1 日本育英会奨学生数

年 度	在籍者数	学 部				大 学 院		
		一 種	二 種	計	貸与率	在籍者数	一 種	貸与率
平成6年度	2,403	347	96	443	18.4%	23	1	4.3%
平成7年度	2,552	366	103	468	18.4	24	2	8.3
平成8年度	2,580	347	107	454	17.6	29	4	13.8

注 各年度の2月1日現在の数。但し、8年度は11月20日現在の数

Ⅲ 学生相談の体制

1 現 状

本学では、いわゆる総合的な学生相談室は設置されていない。

しかし、学生相談に関する業務のうち修学相談、就職相談、経済生活に関しては、教務課・学生課の専門職員や各系の担当者が日常業務の中で随時対応している。

また、健康相談、精神衛生相談に関しては、保健管理センターにおいて、専任の内科医師と非常勤のカウンセラー各1名が次のとおり担当している。しかし、学生相談専用の部屋が設置されていないため静養室や診察室を使用したり、相談時間を変更して対応している状況である。

☆ 相談日時

相談区分	相談日時	備考
健康相談(内科一般)	毎週一・月・水・金曜日の13:30~16:30	大学の休業日を除く
精神衛生相談	隔週一火曜日の13:30~16:30	

2 課 題

大学等の高等教育機関に対する進学率の増加や社会経済の変化に伴い、学生自体も多様化している現状から、本学においても不本意入学・不適應学生・ノイローゼ・卒業後の進路不安等々多くの問題を抱えている学生が増加しており、入学から卒業まで修学上や学生生活上の観点からメンタルヘルスを含めて、支援体制が必要になってきている。

本学の場合、保健管理センターへ自主的に相談に来るケースや希に教官や事務官に勧められて相談に来るケースもある。

今後、自ら相談に来ることが出来ない学生や問題を自覚していない学生に対し、どのように対応するかが課題である。

そのためには、学生相談室を設置することが急務であり、スタッフを充実して、修学上の問題、経済生活の問題、健康の問題等あらゆる相談を総合的且つ専門的・組織的に対応出来るよう、抜本的な見直しを図る必要がある。

☆ 参考(本学における相談件数)

相談区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	合計
健康相談	67人	46人	66人	34人	22人	19人	254人
精神衛生相談	4人	6人	3人	3人	5人	9人	30人
合計	71人	52人	69人	37人	27人	28人	284人

注 精神衛生の相談件数は少ないが、内容的に長期化することが多いため、延べ相談回数は多い。

IV 課外活動の指標

課外活動は、正課との関係でよく車の両輪に喩えられる。

このことは、正課以外での課外活動の重要性を表していると言える。

課外活動は学生が自主的に行う活動だからである。

サークル活動等を通して、豊かな人間性を養うと同時に集団社会に適応することの重要性を認識することにもなる。

このような、学生の自主的な活動を育てるには、大学がサークル活動に対し必要に応じて適切な指導・助言を行うと同時に施設・設備の充実に積極的に取り組むことが課外活動の指標ともなる。

本学は、全般的にみて体育館その他の施設・設備は総合大学に比べ恵まれていると思われるが、課外活動団体の顧問教官の役割や事故の際の責任・補償問題等について検討すべき事項も少なくない。

また、阪神・淡路大震災などで学生ボランティアが活躍したが、ボランティア活動に対する大学での取り組み、ボランティア活動を行うサークルの育成を図るとともにそれらの評価・支援等も必要である。

V 厚生施設の現状及び課題

1 現 状

本学の厚生施設としての大学会館は、平成5年度にできた新しい建物である。

この大学会館の1階には、大学生協が経営する食堂(380席)、2階に売店・軽食コーナーがあり、学生・教職員の食生活を支援すると共に、書籍・文房具をはじめ各種切符の手配等大学生活全般に亘る必需品も提供している。

その他大学会館の1階には、多目的ホール・和室がありサークル等の活動の場所となっている。

2階の談話室及び4つの集会室は、各サークルのミーティング等で有効に利用されている。

また、談話ホールは学生・教職員の憩いの場となっている。

2 課 題

大学会館2階の談話ホールは、100席のスペースを有し、それ以外に講義棟に学生控室を設けてあるが、大学全体として、多数の学生が集えるスペースが確保されていない。今後、学生が憩える、ゆとりのある空間を確保するためにも大学会館の拡充が望まれる。

VI 学生寮について

本学では、男子寮として智明寮（4人部屋，200人収容）があったが，昭和39年「学寮における経費の負担区分について」の通知に端を発した紛争や，アスベスト及び老朽化等の理由により，平成2年に取り壊され，現在に至っている。

大学としては，寮再建に向けて学生委員会を中心に，新入生や全学生に対するアンケートを実施し，その調査結果を基に検討を重ねてきた。

しかし，下記の「学生寮アンケート調査結果」に見られるように新規格（個室方式）の寮を建設したとしても必ずしも入居率が100%満たせるとは考えがたい不確定要素が多すぎるため，立地条件や規模，形態等について，更に検討が必要である。

☆ 参考【学生寮アンケート調査結果（平成5年12月調査・全学生対象）】

回答率は，昼間コース及び夜間主コース合わせて男子が68.66%，女子が77.35%で合計が71.74%である。

(1) 居住形態別入寮希望の有無

項 目	自 宅	下 宿	間 借	その他	合 計	備 考
ぜひ入りたい	44 ^人	7 ^人	34 ^人	1 ^人	85 ^人	
入りたい	71	9	35		115	
条件により入りたい	120	21	81	1	223	
入りたくない	81	23	140		244	
入る必要がない	458	35	112	2	607	
わからない	92	17	66		175	
合 計	866	112	468	3	1,449	

(2) 入寮を希望する者の理由

	A	B
経済的負担が軽い	56 ^人	69 ^人
通学が便利である	50	77
親元から独立したい	10	18
勉学に便利	16	5
サークル活動に便利	7	13
集団生活が魅力	8	10
友人がつくれる	6	12
アルバイトに便利	1	0

☆A-ぜひ入りたい，B-入りたい

(3) 入寮を希望しない者の理由

部屋が狭い	9%
食堂がない	5
集団生活を好まない	13
共同のトイレ，風呂がだめ	17
寮というイメージがいや	7
プライバシーが保てない	17
部屋にキッチンがない	10
アルバイトに不便	8
立地条件が悪い	9
その他	4

Ⅶ 学生処分の基準と手続

1 現 状

本学における学生に対する処分は、学則で次のように定めている。

(学生の懲戒)

第56条 本学の規則に違背し、又は学生の本分に反する行為があった学生に対しては、学長は、教授会の議を経てこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

本学においては、懲戒処分に該当する事項を扱う場合、その都度、教育的配慮・学内秩序保持等の観点から処分の内容を学生委員会で審議し、教授会の議を経て決定している。

特に不正行為（カンニング）に関しては、現場等の混乱を防止する観点から、昭和61年2月に基準「学生の科目試験における不正行為に対する措置（学生部長裁定）」が作られている。

2 課 題

学生の処分の範囲は、交通事故、学内規則違反、その他刑事事件に関わる事項等あらゆる事象が想定されるもので、今日の複雑化した社会の中では、様々な事例が出てくることが予想される。

学生委員会では、平成8年7月に学生処分の基準作りについて提起され、検討を始めているが、最近の傾向として「飲酒事故・交通事故」が多くなっているため、特にこれらに関して検討を急いでいる。勿論、この飲酒事故・交通事故問題は、日常の教育及び安全に対する指導が重要であるが、現実には事故が増加してきていることもあり、新たな対策を検討することが必要である。

また、交通事故は、殆ど学外で起きるため、大学として事故発生の確認をするのが非常に難しい。そのため、処分に対しても難しい側面を持っているが、大学の社会的な責任と教育的な見地等から、厚生補導体制の見直しを含めて処分基準の作成を進めていく必要がある。

Ⅷ 卒業生の進路状況の現状と課題

1 現 状

近年の就職状況を見ると、バブル崩壊を機に非常に厳しくなっており、さらに、平成3年度の学科改組により学生定員が大幅に増え、その第一期生が平成8年3月に卒業を迎えた。特に夜間主コースの卒業生を企業がどう対応してくれるかが「カギ」であったが、学生も危機感を強め、

早い時期からの就職活動が効を奏して、図表4-2、4-3に示す通り心配した程の結果にはならなかった。

業種別では、従前から金融・卸・小売・サービス業等が主流であるが、一方、ここ数年公務員関係が急速に増えているのが特徴である。しかし、氷河期といわれる女子学生については「薄日が差し始めた」といえる程度で依然厳しいものがあり、学生個人の職業に対する目的意識を持った者と、それ以外の者との差は顕著に出ている。

2 課 題

本学の就職に関しては開学時からの伝統に支えられ、毎年100%の就職率を誇ってきたが、バブル崩壊以降は非常に厳しいものとなっている。

それらの対応について、本学では就職対策に関する委員会等は設けられていなかったため、平成7年度から学生委員会を充実させ、委員の中から就職対策専門委員を指名し、対策に取り組んでいるが、企業等に対し組織的に取り組むまでに至っていない。これらの現状を踏まえ、次の事項について押し進めることが急務である。

- ① 就職相談室「仮称」の設置
- ② 就職担当専門員の導入
- ③ 教官及び事務官が一体化した指導体制の確立
- ④ インターネット利用による就職情報の提供

なお、例年卒業予定者の2割強が留年している現状並びに就職決定者の留年問題等について、対応策を検討する必要がある。

平成7年度 業種別、道内・道外別就職状況一覧

図表4-2 昼間コース

業種別	道内・道外別		
	道内	道外	計
建設業	4 (2)	11 (2)	15 (4)
製造業	6 (1)	38 (11)	44 (12)
卸売・小売業	51 (18)	28 (9)	79 (27)
金融・保険・証券業	50 (8)	74 (25)	124 (33)
不動産業	3 (1)	2	5 (1)
運輸・通信・倉庫業	15 (6)	17 (4)	32 (10)
公益事業	2		2
サービス業	39 (21)	10 (5)	49 (26)
公務員	41 (18)	4	45 (18)
小計(就職決定者)	211 (75)	184 (56)	395 (141)
進学の他			5
その他			90 (41)
合計			490 (221)

図表4-3 夜間主コース

業種別	道内・道外別	道内	道外	計
製造業		3 (2)	6 (1)	9 (3)
卸売・小売業		9 (4)	2	11 (3)
金融・保険・証券業		4	6 (2)	10 (4)
公益事業		1	1	2
サービス業		12 (3)	4 (2)	16 (5)
公務員		9 (4)	1	10 (4)
小計(就職決定者)		38 (13)	20 (5)	58 (18)
進学のその他				1 (1)
合計				12 (5)
				71 (24)

注(1) 道内・道外の区分は本社所在地
 (2) () は女子内数

IX 身体に障害を有する者への配慮

本学の学生募集要項には、「身体に障害を有する入学志願者との事前協議」についての文書が掲載されている。この内容は、本学が身体に障害のある志願者に対し、受験及び修学上の配慮を出来る限り行うために、出願前において大学と協議することを周知しているもので、協議があった場合は入学試験委員会で対応について審議している。

最近では、平成3年度の入学試験において事前協議があり、試験会場や試験時間の変更などについて受験の際の特別措置を実施した経緯がある。

なお、通学に関しては「構内交通規制に関する実施要項」により、車両の入構規制を実施しているが、身体の障害・疾病等により自動車によらなければ通学困難な者は程度により交通対策委員会で許可している。また、授業においても、講義や実技で参加出来るよう配慮してきた。

本学の身体に障害を有する者への配慮としての施設・設備面に関しては図表4-5のとおりである。

今後、本学が地域社会との連携を深めていく中で、身体に障害を有する者の自立・社会参加に、地域の高等教育機関として貢献していくことが益々重要になってきているため、身体に障害を有する者を受け入れる環境作りについて、更に充実させていく方向で進めている。

図表4-4 平成8年度身体に障害を有する者の在籍状況

入学年度	区 分	備 考
平成8年度	疾 病 (障害1級)	
平成5年度	肢体不自由 (障害3級)	

図表4-5 施設・設備に関して、身体に障害を有する者への配慮の現状

施設名称	配慮内容
講義棟（教室関係）	① 階段や段差にスロープを設置 ② エレベーター（車椅子対応）を設置 ③ トイレ（車椅子対応）を設置 ④ 階段に手すり（一部）を設置 ⑤ 自動ドアを設置
附属図書館	① 階段に手すりを設置 ② ブックディテクションが車椅子で通過出来るよう改善 ③ 自動ドアを設置
大学会館	① 階段や段差にスロープを設置 ② 自動ドアを設置